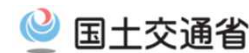


# 特急車両における車椅子用フリースペースについて

別紙



1編成あたりの座席定員数 <sup>注1</sup>	車椅子スペース数 <sup>注2</sup>	要件	レイアウトのイメージ	備考
1001席以上 <sup>注3</sup>	6以上	①窓際席:2以上 ②移乗席:2以上 ③ストレッチャータイプ:2以上 (①、又は②と重複しても可)		(1)スペース数及び通路幅(ワゴンの通行等を考慮し400mm以上)については、新幹線におけるバリアフリー基準と同様としている。  (2)新幹線との相違点 新幹線においては、 ・介助席は移乗席に「隣接」して配置することを基本 ・500席未満の窓際席を2以上 ・手すりは不要としている。
500席以上	4以上	④介助席は移乗席と近接		
500席未満 <sup>注4</sup>	3以上	①窓際席:1以上 ②移乗席:1以上 ③ストレッチャータイプ:2以上 (①、又は②と重複しても可)		

凡例:    車椅子スペースの近くに移乗席、その近接に介助席(一般席として使用することも可能)    車椅子用フリースペース ♿ 車椅子スペース

注1) 特急列車にあっては、車両の増結・分離など運行形態が多様なことから、基本編成における座席数を基準に車椅子スペース数を設定する。

注2) 現行の基準においては、1編成につき2カ所以上(3両編成以下の列車では1カ所以上)の車椅子スペースを設けることとされている(平成30年3月改正)

注3) 1編成あたりの座席定員が最大のものは844席(令和3年12月現在)

注4) 2両1編成の列車や1編成あたりの座席数が100席未満の列車については、運転室、トイレ等の共有スペースの面積が、総床面積に占める割合が大きく、配置できる座席数に制約があることに鑑み、車両の構造等に応じて、2カ所とすることができる。この場合、ストレッチャー型の車椅子の使用について配慮するとともに、車椅子利用者等から同一グループで3名以上の申し込みがあった場合には、できるだけ多くの利用が可能となるよう弾力的な対応について配慮する。